平成２２年（フ）第５５５号
札幌市西区発寒３条３丁目１番11号　昇栄ハイツ103号
債務者　山田　信幸
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５５６号
札幌市西区発寒３条３丁目１番11号　昇栄ハイツ103号
債務者　山田　史枝（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１４号
札幌市清田区真栄１条１丁目16番38―108号
債務者　松尾　桂佑
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６２５号
札幌市豊平区平岸２条６丁目２番23号　三和ビル20号
債務者　山下ツヤ子
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６３３号
札幌市北区あいの里４条５丁目６番15号　リバーサイド45Ｂ棟―103号
債務者　中西　政美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６５５号
札幌市厚別区厚別西４条１丁目８番２―1304号
債務者　吉田　　登
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７０６号
札幌市厚別区厚別中央４条４丁目４番32号　ユートピア厚別―201
債務者　登口　友美
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１５１号
岩手県奥州市水沢区字福原68番地１　福原阿部住宅８号棟
債務者　佐々木ひとみ
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１６１号
盛岡市仙北２丁目14番８号
債務者　川村　真弓
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第７８号
群馬県高崎市新町598番地１　境野ハイツ102号
債務者　瀧上　陽美（旧姓三俣）
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第７号
埼玉県児玉郡神川町大字元阿保1383番地
債務者　佐藤　正子
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第７１号
埼玉県東松山市箭弓町２丁目10番18号405
債務者　神山　由美
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９３号
埼玉県比企郡小川町大字木部369番地１
債務者　根岸　紋子（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９９号
埼玉県行田市大字上池守750番地１
債務者　鈴木　トミ
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１０３号
埼玉県熊谷市久下135番地３　レインボー行田509
債務者　阿部　初枝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１１号
千葉県東金市日吉台５丁目３番地４
債務者　浦田千代志
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８号
千葉県山武郡大網白里町みどりが丘２丁目２番地２　サンヒルズⅡ101
債務者　小山　　博
1　決定年月日時　平成22年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係